

事業化状況報告

事業化状況報告のタイミング

令和5年2月

ものづくり・商業・サービス補助金事務局
(全国中小企業団体中央会)

報告期間について

報告期間は毎年4月1日～5月31日の2カ月間で、1回目の報告時期は補助金額が確定した時期で決まります。そのため、補助事業者様毎に開始時期は異なります。

補助金額確定時期	1回目の報告開始時期
～令和3年2月28日	令和3年4月1日～
令和3年3月1日～令和4年2月28日	令和4年4月1日～
令和4年3月1日～令和5年2月28日	令和5年4月1日～
令和5年3月1日～令和6年2月28日	令和6年4月1日～

＜システムへの入力期間＞

※報告回数は事業計画年数に関わらず、1回目の報告から5年間で6回となります。

令和3年2月末日迄に補助金額が確定した場合の例

報告回数	報告対象期間	入力期間
1回目	交付決定日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～5月31日
2回目	令和3年4月1日～令和4年3月31日	令和4年4月1日～5月31日
3回目	令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和5年4月1日～5月31日
4回目	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年4月1日～5月31日
5回目	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～5月31日
6回目	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年4月1日～5月31日

重要!

重要!

上記の入力期間以外は、本システムに登録ができませんので、ご注意ください。

(財産処分に関する登録は、入力期間外でも可能です。)